

公立黒川病院売店等出店者募集要項

1 趣旨

この要項は、公立黒川病院の売店業務及び自動販売機設置について、病院利用者へのサービス向上を図ることを目的に公募方式により出店者を選考するため、応募に必要な事項を定めたもの。

2 出店者選定の方法

出店者の選定は、公募型により実施する。参加しようとする場合は、別添様式により提案書を提出すること。

3 参加資格要件

参加資格は、令和4年3月1日現在において、下記条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本社（店）所在地及び宮城県内において過去2年間に関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 小売業について2年以上の運営経験を有すること。
- (4) 国税（法人税、消費税等）又は地方税（法人事業税、固定資産税、自動車税等）の未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（当該法人の役員が暴力団員に該当する場合をいう。）に該当するものでないこと。
- (6) 宮城県内に本社又は支店・営業所等を有すること。

4 病院の概要

(1) 病院運営の概要

施設名：公立黒川病院（以下「病院」という。）

病院の運営は指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が行っている。

開設者：病院の開設及び土地・建物については、黒川地域行政事務組合（以下「組合」という。）が所有している。

(2) 施設概要

- ① 所在地：宮城県黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地
- ② 病床数：170床（一般病棟110床・回復期リハビリテーション病棟60床）
- ③ 診療科目：17診療科（内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、小児科、外科、こう門科、整形外科、リハビリテーション科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リウマチ科、泌尿器科、心療内科、麻酔科、皮膚科）
- ④ 外来診療日：月曜日～金曜日及び土曜日午前
(休診：土曜日午後及び日曜日・祝日・12/29～1/3)
- ⑤ 外来患者数：1日平均 208.4人（令和2年度）

- ⑥ 入院患者数：1日平均 101.9人（一般病棟59.9人・回復期リハビリテーション病棟42人）（令和2年度）
- ⑦ 職員数：約300人（委託職員も含む）
- ⑧ 建築面積：6,993.35㎡
- ⑨ 延床面積：10,028.91㎡
- (3) 売店の面積：18.67㎡
- (4) 自動販売機設置可能面積：約5㎡（4台設置）
1階売店前2台・外来待合ホール1台 2階エレベーターホール1台
- (5) 配置図：別添のとおり

5 質問及び回答

質問については、ファクシミリで質問回答書（様式第1号）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- ① 質問の受付 令和4年3月22日午後4時まで
- ② 連絡先 黒川地域行政事務組合 業務課 FAX 022-345-1543

6 現地確認

現地確認を希望する者に、下記のとおり確認期間を設けるので事前連絡の上、組合の指示に従うこと。

- ① 確認期間 令和4年3月16日～18日、22日の午後1時から午後4時
- ② 連絡先 黒川地域行政事務組合 業務課 TEL 022-345-6481

7 使用料等

(1) 出店者の使用形態

出店者は、売店及び自動販売機設置として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は許可の日から令和7年3月31日までとする。

(3) 施設使用料

組合の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成8年条例第7号）第9条の規定により、行政財産目的外使用料（消費税及び地方消費税含む）（以下「施設使用料」という。）を徴収する。

・施設使用料例

一般病棟 売店・自動販売機3台	1,025,915円/年
療養病棟 自動販売機1台	71,060円/年
計	1,096,975円/年

*使用料は単価×面積 計算例は自動販売機の1台当たりの面積を1.2㎡と仮定

(4) 使用料の日割り計算

使用許可開始日又は満了日が月の中途となる場合の当該月の施設使用料は、日

割り計算により算出する。

(5) 実績の報告

出店者は、毎月10日までに前月の収支報告を組合に提出すること。

(6) 営業開始までの準備期間

使用許可の日から営業開始までのスケジュールを提案すること。(様式第5号)

(7) 原状回復

契約期間満了後は、出店者の負担において原状に回復する。ただし、店舗の内装や設備の整備等現状に回復することが困難な場合又は原状回復により病院運営上支障が認められる場合には、別途協議する。

(8) その他必要経費等

① 内装工事及び設備機器工事等

内装(照明器具等も含む)は現状のままとして貸し付ける。出店者の都合による内装等の変更については組合と協議の上行うことができるが、工事費用は出店者の負担とする。

なお、設備及び什器備品等の設置費用は出店者の負担とする。

② 電話等通信機器設置等

外線電話等(ファックス、通信回線を含む。)を設置する場合は組合と協議すること。

なお工事費用、機器及び加入権は出店者の負担とする。

③ 光熱水費

光熱水費は出店者の実費負担(子メーターの設置を含む)とする。

なお支払いについては病院に支払いとする。

④ その他

上記以外の売店に係る運営経費はすべて出店者の負担とする。

8 売店の営業条件

(1) 営業条件

- ① 営業日は外来診療日とし営業時間は月～金曜日は午前8時30分～午後5時30分、土曜日は午前9時～午後1時30分を基準とし無人営業も可とする。ただし、基準以外の営業時間を提案する場合は選考の対象とするので売店営業の具体的提案(様式第5号)に記載すること。

棚卸等により一時的に販売を中止する場合は、病院と協議すること。

- ② 売店に必要な機器、什器備品は出店者が用意すること。

- ③ 軽食(おにぎり・パン・カップ麺等)、飲料水、及び菓子(アイス等を含む)等を陳列し販売することを基準とします。無人営業の場合、防犯カメラ等による所要のセキュリティ対策を講じるとともに、商品購入に係る支払いを無人決済等の手法により可能とすること。なお、マスク・肌着・紙おむつ等・新聞・雑誌・切手・はがきや入院に必要な物品も販売可能であれば選考の対象とするので売店営業の具体的提案(様式第5号)に記載すること。

- ④ 酒類(酒類に似たノンアルコール飲料も含む)、タバコ、青少年の健全育成に適さ

ない図書の販売をしないこと。

- ⑤ 人間ドック等の受検された方に対する病院からのサービスである軽食等の値引き販売に対応すること。(値引き分は病院で補填する。)
- ⑥ 患者サービスの向上のために売店の運営等について病院と必要に応じて協議すること。

(2) その他の条件

- ① 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく使用許可を受け、その許可条件を遵守し、施設使用料を確実に納付できること。
- ② 営業を維持するための組合からの補助金等は一切無い。出店者の売上については、すべて出店者の収入となる。
- ③ 営業に必要な各種法令に基づく許認可などは出店者が取得すること。
- ④ 使用許可を受けた部分について他の者へ転貸しないこと。
- ⑤ 倉庫などの保管施設及び従業員等の駐車場が必要な場合は、病院敷地外に独自に用意すること。(ただし、搬入用の車両の乗り入れは可能。)
- ⑥ 看板等の大きさ・色彩及び数量等は、病院と協議し施設との一体性を保つこと。
- ⑦ 商品等の搬入・搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- ⑧ 両替、釣銭補充等について出店者が責任をもって行うこと
- ⑨ 来店者等とのトラブルについては出店者が解決すること。

(3) 維持管理責任

① 施設管理

病院設置の設備の照明・エアコン・内線電話・手洗い水道等の店舗内設備の日常における維持管理、消耗品交換等のメンテナンスは出店者が行うこと。故障等が発見された場合は病院に連絡すること。出店に際し持ち込んだ機器類の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等はすべて出店者の負担とする。

② 清掃

店舗内の清掃は出店者が行うこと。

③ 廃棄物処理

商品搬入時に発生した段ボールや売れ残り品等出店者が営業活動で生じた廃棄物の処理は出店者が行うこと。

④ 衛生管理及び感染症対策

関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

新型コロナウイルス感染症対策については病院の指示に従うこと。

(4) 損害賠償等

- ① 出店者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件及び病院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。
- ② ①に定める場合のほか、出店者は、本募集要項に定める義務を履行しないため組合及び病院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。
- ③ 売店及び自動販売機の設置、運営によって第三者に生じた事故が、組合及び病院

の責めに帰さない事由による場合は出店者がこれを補償するものとする。

- ④ 地震等の災害により、売店及び自動販売機の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、店舗整備に係る責任区分に応じ、組合、病院又は出店者が速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、その責任区分によって復旧に当たったものの負担とする。
- ⑤ 利用者のトラブル等は迅速かつ誠実に対応し、速やかに組合に報告する。なお明らかに組合及び病院に責任がある場合を除き、当該売店及び自動販売機に係る盗難や破損等に関しては一切の責任を負わないものとする。

(5) その他

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）により、合理的配慮の提供を行うこと。
- ② 環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。
- ③ 災害時に病院が必要とする物品の調達・提供等の協力を行うこと。

9 提案書の提出

提案書の提出については、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- | | |
|----------------|-------|
| ① 業務提案書（表紙） | 様式第2号 |
| ② 提案者の業務（会社）概要 | 様式第3号 |
| ③ 業務の実施体制 | 様式第4号 |
| ④ 売店営業の具体的提案 | 様式第5号 |
| ⑤ 誓約書 | 様式第6号 |
| ⑥ 店舗内の配置図、納品経路 | 任意様式 |

(2) 添付書類

- ① 決算書等
直近の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類
- ② 履歴事項全部証明書の写し
- ③ すべての項目に未納がないことの証明書又は直近1年の各税目の納税証明書の写し（法人税 消費税及び地方消費税 都道府県税 市町村税）
- ④ 参考資料
パンフレット等参考資料（有る場合のみ）

(3) 提出部数等

提出書類及び添付書類各8部 正本1部、副本7部（副本はコピー可）
審査結果通知用返信用封筒（84円切手貼付）1枚も提出すること。

(4) 提出先

黒川地域行政事務組合 業務課
〒981-3621 宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 TEL022-345-6481

(5) 提出期限

令和4年3月25日 午後4時必着（郵送可）

(6) その他

- ① 提出書類について提出後の追加及び変更は認めない。
- ② 提案書等提出後に辞退する場合は、辞退届を上記(4)提出先に提出すること。
- ③ 出店者選定後、病院が求める営業条件等を満たせなかった場合は決定を取り消すことがある。
- ④ 提案書等の作成、提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ⑤ 提出された書類は返還しない。
- ⑥ 提出された書類は複製を作成することがある。
- ⑦ 提出された書類は黒川地域行政事務組合情報公開条例（平成14年条例第1号）に基づき公開する場合がある。
- ⑧ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

10 出店者の選定

(1) 選定及び評価方法

提出された提案書等について、公立黒川病院売店等出店者選定評価基準に基づいて公立黒川病院売店出店者選考委員会が評価する。

(2) 書類審査

提出された提案書等について、各提案項目を評価し、一者あるいは複数者を選考する。ただし、提案者が一者のみの場合でも、審査結果によっては選考されないことがある。

(3) 面接ヒアリング

書類審査により選考した業者に対し、提案に対する質疑及び補足説明を受けるため面接ヒアリングを行う。

(4) 最優秀提案者等の特定

提出書類及びヒアリング結果等を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を特定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は令和4年4月1日に提案者全員に文書で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。また、最優秀提案者は、組合ホームページにおいて公表します。

11 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限に遅れた者。
- (2) 面接ヒアリングの実施時間に遅れた者。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者。